

令和7年度

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度 (太陽光発電システム(一体的導入))

刈谷市では、地球温暖化対策の一環として、「自然エネルギー」である太陽光を利用した発電システムを設置する方で、一定の要件を満たす方に予算の範囲内で補助金を交付しています。

申請者の方へ

「太陽光発電システム」単体の補助金はありませんのでご注意ください

太陽光発電システムの補助金を受けるには、下記に掲げる補助対象設備を同一棟内に同時または同一年度内に設置する必要があります。

- ・「HEMS」および「リチウムイオン蓄電システム」
- ・「HEMS」および「充電システム(V2H)」
- ・「HEMS」および「高性能外皮等」(同時設置に限る)

補助対象となるシステム

- 1 設置住宅で消費されるもの
- 2 太陽電池の最大出力の合計値が**50kW未満**で、**未使用でリース品でないもの**
- 3 太陽電池モジュールが次のいずれかに該当するもの

ア 一般財団法人電気安全環境研究所(以下「JET」という。)の太陽電池モジュール認証を受けたこと又はそれに準じた性能を持つこと。

イ IEC規格に基づき、JETが認証したこと。

ウ IEC EE-PV-FCS制度に加盟している海外認証機関の認証を受けたこと。

補助を受けることができる方

市内に住所を有し(実績報告時までの転入も可)、市が賦課徴収する税金の滞納がなく、次のいずれかの要件を満たす方

- 1 自らが居住している市内の住宅にシステムを購入して設置する方
- 2 自らが居住する住宅を市内に新築する際に、システムを購入して設置する方
- 3 自らが居住する目的で、システムが設置されている市内の新築の建売住宅を購入する方

○ 補助金の交付は1棟につき1回。ただし、同一棟内に複数の世帯が居住し、それぞれの世帯が電力受給契約を締結する場合においては、世帯ごとに1回。

※2世帯住宅の方が、世帯ごとに1基ずつ(計2基)申請される場合は、事前に環境推進課までご連絡ください。

※上記1, 2の方は**工事着工前**に、3の方は**売買契約後**、住宅の**引渡し前**までに申請してください。

また、**設置完了(引渡し)後**、速やかに、かつ、**令和8年3月31日までに実績報告を行うことが交付条件となります。**

補助金の額

太陽電池の**最大出力(単位: kW) × 5万円**

※システムの設置に要した費用の範囲内で、上限15万円(千円未満の端数切り捨て)

※刈谷市の補助金額には愛知県からの補助金額が含まれています。

【問合せ先】刈谷市役所 環境推進課 環境政策係

電話：0566-62-1017 (環境推進課直通)

FAX：0566-24-3481

E-mail：kankyo@city.kariya.lg.jp



補助金の受給手続きの流れ

※建売住宅は
異なります。

申請者

刈谷市役所
環境推進課

申請書

① 着工前に申請

添付書類

- (1) ◎工事請負契約書等のコピー
- (2) 設備の規格等が確認できる書類
- (3) ◎設置場所の案内図

※その他補助対象設備と同時の申請で、添付書類が同一の場合、◎のついた書類の添付を一部とすることができます。

(約10日間)

② 交付決定通知

交付決定
通知書

※交付決定通知を受理してから着工してください。

計画変更
承認申請書

※申請内容を変更・中止する場合は事前に申請が必要

③ 年度内（令和8年3月31日まで）に設置完了

④ 設置完了後、速やかに、 かつ、年度内に実績報告

(年度内: 令和8年3月31日まで)

実績報告書

請求書

添付書類

- (1) ◎領収書のコピー
- (2) 設置が確認できる写真(カラー)
- (3) 保証書のコピー等
- (4) ◎マイナンバーの記載がない住民票の写し(コピー不可)
- (5) ◎J-クレジット制度に係る書類

※その他補助対象設備と同時の申請で、添付書類が同一の場合、◎のついた書類等の添付を一部とすることができます。

⑤ 実績報告の後、3～4週間後に振込み

※振込みに際して、通知はありません。

書類の作成に当たっては、各書類の「記入例」及び「添付書類の留意事項」を必ずご確認ください。